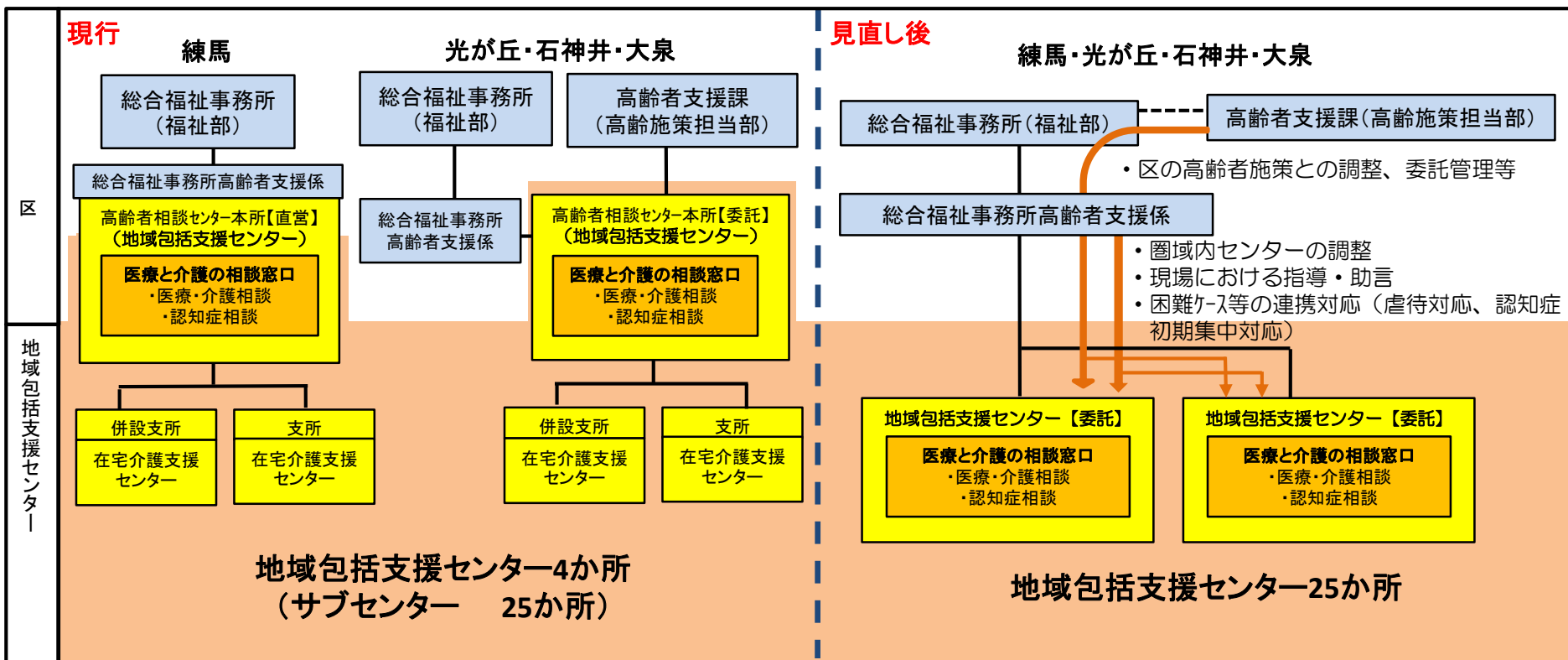


地域包括支援センターの再編 認知症相談事業について

平成29年10月25日
高齢施策担当部
高齢者支援課

地域包括支援センターの運営体制見直しの枠組み

- 4か所の高齢者相談センター本所(地域包括支援センター)と25か所の支所(サブセンター)から25か所の地域包括支援センターに再編
- 本所と併設支所は統合。在宅介護支援センターは廃止し、在宅介護支援センター業務は、地域包括支援センターが引き継ぐ
- 区高齢者施策との調整は高齢者支援課が行い、4圏域ごとにおける各センター間の調整、指導・助言は総合福祉事務所が実施
- 再編に伴い、すべての地域包括支援センターを委託で運営
- 再編後、センター職員を増員
- すべてのセンターに医療・介護連携推進員、認知症地域支援推進員を配置し、「医療と介護の相談窓口」を全センターに開設
- 名称を「高齢者相談センター」から「地域包括支援センター」へ変更
- より身近で利用しやすい窓口とするため、出張所跡施設などへ移転(平成29年度から順次実施)



地域包括支援センター見直しにより拡充する相談事業

医療・介護相談体制、認知症相談体制の充実（平成30年度から実施）

- **医療と介護の相談窓口**を高齢者相談センター本所4か所から地域包括支援センター25か所に**増設**
- 「**医療・介護連携推進員**」と「**認知症地域支援推進員**」を**全ての窓口**に配置し、高齢者の身近な地域で専門的な相談に対応

医療と介護の連携強化

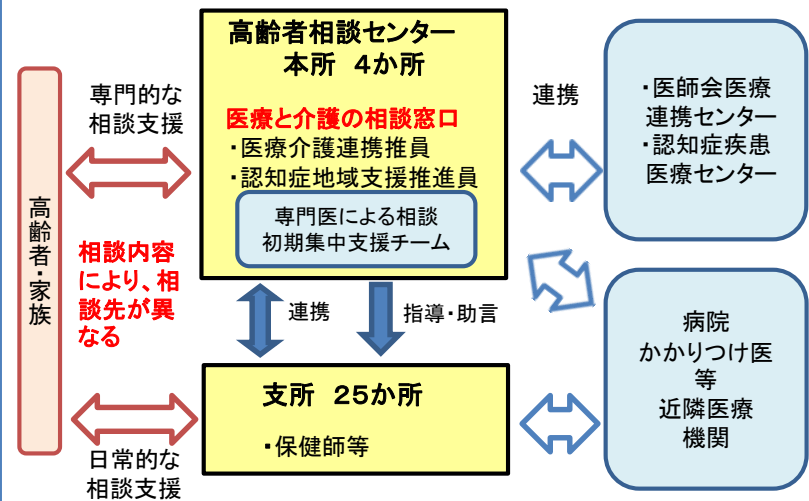
- ・各センターの医療介護連携推進員が患者、家族、医療機関からの相談に対応
- ・病院から在宅療養への移行、在宅療養の開始・継続に関する必要な支援を把握して**医療と介護サービスのコーディネートを実施**

認知症相談支援体制強化

- ・各センターの認知症地域支援推進員が、認知症専門医療機関等と連携し、容態に応じた支援や家族への支援を実施
- ・**身近な地域の窓口での相談から、認知症専門相談に適切につなぐ**
- ・区内の認知症疾患医療センター（慈雲堂病院）に加え、新たに**認知症病床を有する病院（陽和病院）を地域包括支援センターの後方支援機関とする**。区内の認知症専門機関と連携を強化し、より専門的な相談支援体制を構築

現状

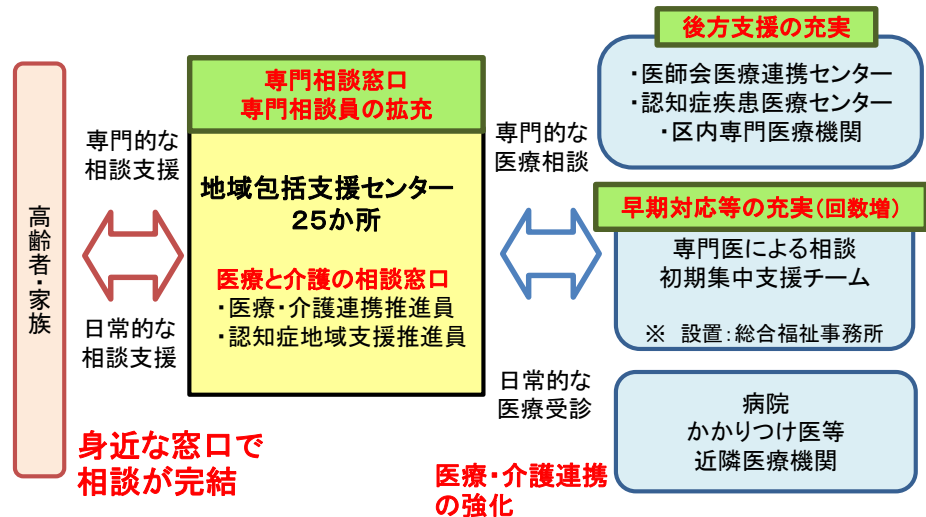
医療と介護の相談窓口の設置により、医療機関と各推進員との連携が進んだ一方、本所と支所で役割が分かれているため、区民にとっては、支援の過程で窓口の推進員から支所の相談員に支援者が変更することがあった。



見直し後

身近な地域での高齢者支援の充実

全てのセンターにおいて、専門的な相談支援と日常的な相談支援を一体的に実施



身近な窓口で
相談が完結

医療・介護連携
の強化

認知症地域支援推進員

区

協働

認知症
地域支援推進員

【推進員の要件】

- ①認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士
- ②①以外で認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有すると区市町村が認めたもの

【配置先】

- 地域包括支援センター
- 区市町村本庁
- 認知症疾患医療センター など

【事業名】認知症地域支援・ケア向上事業(地域支援事業)

【事業実施】平成27年度(練馬区) ※平成30年度よりすべての自治体で実施

医療・介護等の支援ネットワーク事業

- ・ 認知症の人が認知症の容態に応じて必要な医療や介護等のサービスを受けられるよう関係機関との連携体制の構築
- ・ 区市町村等との協力による、認知症ケアパス(状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れ)の作成・普及 等



認知症対応力向上のための支援

※ 関係機関等と連携し、以下の事業の企画調整を行う

- ・ 認知症疾患医療センターの専門医等による、病院・施設などにおける処遇困難事例の検討及び個別支援
- ・ 介護保険施設等の相談員による、在宅で生活する認知症の人や家族に対する効果的な介護方法などの専門的な相談支援
- ・ 「認知症カフェ」等の開設
- ・ 認知症ライフサポート研修など認知症多職種協働研修の実施 等



相談支援・支援体制の構築

- ・ 認知症の人や家族等への相談支援
- ・ 「認知症初期集中支援チーム」との連携等による必要なサービスが認知症の人や家族に提供されるための調整



認知症・高齢者精神疾患等相談フロー図（案）

